

東京都地区公共施設等整備事業（水害対策） 制度要綱

4都市整企第473号
令和5年3月30日

第1 目的

この東京都地区公共施設等整備事業（水害対策）制度要綱（以下「制度要綱」という。）は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官第2317号、令和4年11月30日最終改正。以下「交付要綱」という。）に基づき、大規模な水害が想定される防災上危険な市街地において、水害時の初期段階での避難活動等の円滑化を図るため、公共施設の整備等を行う自治体に対して、東京都（以下「都」という。）が必要な補助を行うことにより、地区の防災性及び都民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 東京都地区公共施設等整備事業（水害対策）（以下「本事業」という。）

大規模な水害が想定される防災上危険な市街地において、水害時の初期段階での避難活動等の円滑化を図るために施行する避難路の事業計画の策定、整備等に関する事業をいう。

(2) 地区公共施設等

住民等の合意形成がなされた整備計画等に位置付けられた道路等（避難路）の公共空地となるもので、かつ、防災上危険な市街地の安全性の向上のために緊急に整備する必要のある施設又は著しい効果が期待できる施設をいう。

(3) 道路等（避難路）

水害時に浸水の恐れのある地域における、初期段階での避難活動等のために必要となる道路や通路、階段をいう。

第3 施行者

本事業の施行者は、荒川又は江戸川に接する7区（墨田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区及び江戸川区）（以下「区」という。）とする。

第4 施行地区

本事業は、次の各号に該当する地区（当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する区域を含む。）において行うものとする。ただし、都市防災に関する計画（地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む。）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区において行うものとする。

(1) 補助金の交付申請時において直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区

(2) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の3第1項に規定する高潮浸水想定区域

第5 地区公共施設等整備事業計画（水害対策）

1 施行者は、本事業を行おうとする場合は、次に掲げる事項を定めた地区公共施設等整備事業計画（水害対策）を策定しなければならない。

(1) 計画期間

- (2) 課題
 - (3) 整備方針
 - (4) 地区公共施設等整備事業計画（水害対策）において行われる補助対象事業
 - (5) 計画期間における概算事業費
 - (6) 関連事業及びその事業主体
 - (7) その他必要な事項
- 2 施行者は、地区公共施設等整備事業計画（水害対策）を策定し、又は変更しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 3 知事は、地区公共施設等整備事業計画（水害対策）を承認したときは、施行者へ別記第1－3号様式により通知するものとする。

第6 事業期間

本事業の事業期間は、事業開始から令和20年度までとする。

第7 本事業の実施

- 1 施行者は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。
- (1) 施行地区内で、本事業の事業期間内に整備されるものであること。
 - (2) 本事業計画（水害計画）に適合していること。
- 2 前項に要する費用は、次に掲げる費用とする。
- (1) 事業計画の作成
 - ア 現況調査費
 - イ 基本設計費
 - ウ 事業計画作成費
 - (2) 地区公共施設等の整備
 - ア 測量試験費
 - イ 実施設計費
 - ウ 工事費

第8 様式

本事業に係る様式は、別記1による。

第9 指導、監督等

知事は、施行者に対し当該事業の適正な執行を図るため、状況の報告又は資料の提出を求め、必要な助言又は支援を行うことができる。

第10 都の補助等

- 1 都の補助
- 都は、施行者が本事業の実施に要する費用の一部を、東京都地区公共施設等整備事業（水害対策）補助金交付要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助することができる。
- 2 配分枠
- 都は、施行者に対して前項により補助を行う場合は、地区公共施設等整備事業計画（水害対策）、前年度までの事業進捗状況及び当該年度の補助金要望額を基に、当該施行者に対して配分枠の金額のみを定めることとする。

3 交付申請

施行者は、地区公共施設等整備事業計画(水害対策)及び配分枠の範囲内で当該年度に実施する対象事業の箇所・内容等を自ら定めた上で、補助金を交付申請することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。